
愛別町過疎地域持続的発展市町村計画（案）

令和3年度～令和7年度

北海道上川郡愛別町

目次

第1部	愛別町を取り巻く環境	1
1.	愛別町の概況	1
2.	人口及び産業の推移と動向	6
3.	愛別町の行財政の状況	11
第2部	計画の基本的な方向と計画期間	14
1.	本町の持続的発展の基本方針	14
2.	本町の持続的発展のための基本目標	16
3.	計画の達成状況の評価に関する事項	17
4.	計画期間	17
5.	愛別町公共施設等総合管理計画等との整合について	18
第3部	持続的発展計画の内容	19
1.	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	19
2.	産業の振興	22
3.	地域における情報化	30
4.	交通施設の整備、交通手段の確保	32
5.	生活環境の整備	36
6.	子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	45
7.	医療の確保	51
8.	教育の振興	53
9.	集落の整備	58
10.	地域文化の振興等	60
11.	再生可能エネルギーの利用の推進	62
12.	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	64
第4部	資料編（過疎地域持続的発展特別事業一覧）	66
	事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	66

第1部 愛別町を取り巻く環境

1. 愛別町の概況

(1) 愛別町の自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要

愛別町は、東経142度30分42秒～142度46分40秒、北緯43度49分30秒～44度01分36秒、北海道のほぼ中央で上川盆地の東北端の大雪山麓に位置し、その面積は250.13km²（全国都道府県市区町村別面積調：令和3年1月1日現在）、人口は2,664人（住民基本台帳：令和3年4月1日現在）である。

地勢は、周囲が山林に囲まれ、標高が平地で海拔200m程度であるが、山間地では1,000mを超えるところもある。また、大雪山に源を発する石狩川が、大小の支流を合流し、東西に貫流している。

総面積の8割以上が山林、原野で占められ、耕地は石狩川及び愛別川の流域の平坦地を中心に広がっている。土壌は、石狩川の流域に沖積層からなる低台地帯と洪積層からなる高台地帯があり、低台地帯は上質な砂壤土が大半で土地も肥沃なため水田に、高台地帯は埴土が殆どであるため起伏の多い傾斜地は畑、平坦地は水田として利用されている。

気候は、北海道の内陸部に位置するため大陸性気候を示し、気温は年間平均気温7.0℃前後で、夏は30℃、冬は氷点下20℃を超えることも度々あり、寒暖の差が激しく、また、年間降水量は800mm前後、降雪量は6m前後で季節感も明瞭なため、四季折々の様々な自然を楽しめる気象条件にある。

本町は、明治28年和歌山・岐阜・愛知各県からの団体移住者により、開拓の鋤が初めておろされ、明治30年愛別村戸長役場を設置し、明治39年には二級町村制が施行された。大正13年には上川村を分村、昭和12年には一級町村制が施行され、幾多もの自然災害を乗り越え、稲作を核に農業を産業の中心とする純農村として繁栄を続け、昭和36年8月1日町制が施行された。その後、高度経済成長に伴う産業構造の変化や米の需給調整政策などが、都市への人口流出の誘因となり、過疎化に転じたが、きのこの施設栽培、肉牛などの畜産の導入により米単一経営からの脱却を図り、地域産業は伸長してきた。そして、平成26年に開拓以来120年の歴史を迎え今日に至っている。

本町から中核市である旭川市までは約 26km で、国道 39 号及び道道 296 号比布愛別停車場線を経て国道 40 号で結ばれており、車で 40 分、汽車（JR 石北本線）で 40 分の距離にあるところから、社会的にも経済的にも旭川市とのつながりが大きく、同一の地域経済圏を形成している。

また、令和元年 12 月には高規格幹線道路旭川・紋別自動車道の比布 JCT～遠軽 IC までの約 98.5km が開通し、令和 3 年 3 月には遠軽上湧別道路の新規事業化が承認された。こうした高速交通環境の整備の進展に伴い、道内の各都市との所要時間も短縮され、本町の交通も高速化の時代を迎えている。

（２） 愛別町における過疎の状況

愛別町の人口は、昭和 34 年の 10,094 人をピークに以後年々減少し、特に昭和 40 年から昭和 50 年は、高度経済成長期の産業構造の変化による多くの離農者と若年層の都市への流出により 26.8%（2,328 人）の急激な減少であった。引き続き都市への人口流出は継続しており、国勢調査による近年の状況は平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で 20.4%（763 人）の減少となった一方、65 歳以上の高齢者比率は昭和 60 年に 15.1%（812 人）、平成 7 年に 24.3%（1,051 人）、平成 17 年に 33.5%（1,254 人）、平成 27 年に 42.3%（1,258 人）と増加傾向にあり、少子高齢化が深刻化している。

本町の過疎対策の取組としては、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく 25 か年の過疎計画の実績は、総事業費 32,754,907 千円となっている。

まず、旧過疎振興法に基づく 10 か年（昭和 55 年～平成元年）は総事業費 13,742,844 千円で、立ち遅れていた交通通信体系の整備に約 43%、生活環境施設等の整備に約 20%、産業の振興に約 23%、教育文化施設の整備に約 11%、その他 3%の割合で重点施策を推進してきた。その結果、主要幹線道路を中心に町道の改良率 35.2%、舗装率 25.2%となり、公営住宅、統合簡易水道、特定環境保全公共下水道事業や防火水槽、救急車等の消防・救急施設の整備、さらに町立診療所の建設による医療機関の拡充等、生活環境の整備が図られた。また、農業構造改善事業、林業構造改善事業等により経営の近代化、地場産業の伸長に努め、雇用機会の拡大や人口の流出防止を図ってきたところである。さらに、懸案であった生涯教育の一

翼を担う金富公民館、農村環境改善センター、あいべつ球場等社会教育施設の整備を推進してきた。

平成2年に制定された過疎地域活性化特別措置法に基づく10か年（平成2年～平成11年）は総事業費が16,305,751千円となり、そのうち交通通信体系の整備が約22%、生活環境施設等の整備が約31%、産業の振興が約3%、教育文化施設の整備が約17%、その他27%の割合で諸施策を推進し、安全で快適な生活環境や地場産業の育成を図り、過疎化の防止と地域の活性化を推進してきたところである。

交通通信関係では、町道の改良率42.7%、舗装率38.4%に、さらに上水道普及率79.2%に引き上げられ、下水道整備も積極的な推進を図った。また、地域活性化を図るため、公営住宅、単身者住宅、農村公園等生活環境施設、高齢者福祉施設として高齢者生活福祉センター、山村広場、宿泊研修施設、トレーニングセンター、親水緑地公園、オートキャンプ場、せせらぎ公園及び愛別小学校屋内体育館等教育関連施設の整備に努めてきたところである。

一方、基幹産業の農業においては、第三期山村振興特別対策事業、北海道市町村振興補助事業、林業構造改善事業により特用林産物栽培施設、きのこ総合研究所やきのこ集出荷施設、きのこ培養施設の整備、さらには中山間農村活性化総合整備事業を推進し地場産業の振興を図り、「きのこの里あいべつ」の確立をめざして事業を推進してきた。

平成12年から制定された前期過疎地域自立促進市町村計画（平成12年～平成16年）では総事業費が6,573,212千円となり、そのうち産業の振興が約19%、交通通信体系の整備が約12%、生活環境施設等の整備が約19%、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する整備が約11%、教育文化施設の整備が約23%、その他16%の割合で諸施策を推進し、安全で快適な生活環境や地場産業の育成を図り、過疎化の防止と地域の活性化を推進してきたところである。

交通通信関係では、町道の改良率45.4%、舗装率40.5%に、さらに上水道普及率81.0%に引き上げられ、下水道整備も積極的な推進を図った。また、中心市街地の活性化を図るため街路灯の設置、歴史的建造物石蔵の保存を考慮した核となる施設の整備とその効果的活用、高齢者福祉施設として特別養護老人ホームの建設、地場農産品加工品の販売PRのための産直バザールやパークゴルフ場の整備などによるリバーフロントパーク事業の推進、公営住宅、単身者住宅の建設や合併浄化槽など

生活環境施設の整備、豊里地域交流館、路線バス等の車両整備、愛別小学校屋内体育館等教育関連施設の整備など地域活性化を図るための諸施策を推進してきた。

平成 17 年からの後期過疎地域自立促進市町村計画（平成 17 年～平成 21 年）では総事業費が 3,946,937 千円となり、そのうち産業の振興が約 32%、交通通信体系の整備が約 25%、生活環境施設等の整備が約 17%、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する整備が約 2%、教育文化施設の整備が約 24%の割合で諸施策を推進し、安全で快適な生活環境や地場産業の育成を図り、過疎化の防止と地域の活性化を推進してきたところである。

交通通信関係では、町道は農道の町道への昇格に伴い、延長 251.45 k m となり改良率 30.4%、舗装率 27.5%に、上水道普及率は 83.6%に引き上げられ、下水道整備も積極的な推進を図った。また、旭川紋別自動車道の開通による高速化の時代を迎え、高規格救急車導入や冬期間の交通及び安全確保のための雪寒機械整備、公営住宅、特定公共賃貸住宅の建設や下水道施設改築更新など生活環境施設の整備、愛別中学校屋内体育館及び校舎等、教育関連施設の整備など地域活性化を図るための諸施策を推進してきた。

また、平成 22 年からの過疎地域自立促進市町村計画（平成 22 年～平成 27 年）では総事業費が 2,706,312 千円となり、そのうち産業の振興が約 10%、交通通信体系の整備が約 18%、生活環境施設等の整備が約 40%、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する整備が約 7%、医療の確保が 6%、教育の振興が約 18%の割合で諸施策を推進し、安全で快適な生活環境や地場産業の育成を図り、過疎化の防止と地域の活性化を推進してきたところである。

交通通信関係では、町道の改良率 31.1%、舗装率 27.6%に、さらに上水道普及率 85.9%に引き上げられ、下水道整備も積極的な推進を図った。また、地場農産品加工品の販売 PR のための産直バザールの開催、雪寒機械の購入による道路除雪体制の整備、情報通信網の全町的整備、消防ポンプ自動車や消防デジタル無線化による消防体制の充実、公営住宅の整備、高齢者福祉施設として福祉拠点施設整備や高齢者福祉センターの改修、愛別小・中学校教育関連施設の整備など地域活性化を図るための諸施策を推進してきた。

さらに、平成 28 年に改定された過疎地域自立促進計画（平成 28 年～令和 2 年）では総事業費 4,461,003 千円となり、そのうち産業の振興が約 14%、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進が約 13%、生活環境の整備が約 35%、高齢

者等の保健及び福祉の向上及び増進が約2%、医療の確保が約9%、教育の振興が約25%、その他地域文化の振興等や集落の整備等が約2%の割合で諸施策を推進し、安全で快適な生活環境や地場産業の育成を図り、過疎化の防止と地域の活性化を推進してきた。

交通通信関係や生活環境整備においては、国営緊急農地再編整備事業の実施による町道認定路線の一部廃止に伴い、町道の改良率が46.2%、舗装率が40.8%に引き上げられ、さらに水道の普及率については89.2%、水洗化率に至っては93.6%と、いずれも大幅な増加があり、住みやすいまちづくりの推進が図られた。また、特用林産物生産施設や生産基盤の整備に対する支援、商店街活性化に対する支援、上下水道施設の更新、消防ポンプ自動車の更新、公営住宅の整備、特別養護老人ホームの大規模改修、愛別診療所の整備、公民館分館施設の耐震改修など地域活性化を図るための諸施策を推進してきた。

このように本町では、住民生活の基盤である公共施設等の整備や、基幹産業である農業の基盤整備など諸施策を重点に実施し、さらに若者等の定住化を図るための住環境整備を推進してきたところである。しかしながら、本町を取り巻く社会環境は依然として厳しく、雇用や住環境を求めた住民の流出に歯止めがかからず、こうした人口減少が、産業振興・保健福祉対策・地域コミュニティの維持など多くの分野に影響を与えている。今後、転出の抑制と移住を推進することで人口の減少幅を少しでも小さくし、一定規模の人口を維持していくための諸施策の継続的な実行が急務である。

(3) 愛別町の社会経済的発展の方向の概要

本町は、恵まれた土地資源を背景に地域の気象条件を生かし、稲作・畜産・きのこを主体として営み、経営規模の拡大や設備投資に努め、基幹産業を振興してきた。

しかし、今日の農業は消費動向の変化、農産物の輸入増加、価格の低迷、生産の抑制等構造的な不況が続く中、農業経営者の高齢化や後継者不足等、農業経営や農業展開の強化を推進する必要がある。

商業においては、人口減少やモータリゼーションの進展による購買行動範囲の拡大、通信販売及びインターネットの普及や郊外への大型店の出店などにより、域内消費の減少傾向が続いている。しかしながら、高齢者をはじめとした交通弱者にと

っては、地域の商店街に対する依存度は高いため、地域生活に密着した商業サービスの充実・強化を推進する必要がある。

また、工業においても、木材工業、コンクリート製品製造業があるが、長引く景気の低迷により経営は厳しさを増している。地域産業の振興を図るために、情報提供や組織活動等への支援を推進する必要がある。

さらに、全ての産業において、本町の人口減少に由来する担い手不足が深刻化する中、新たな担い手の育成を推進するとともに、地域おこし協力隊の設置等を通じて本町の魅力を発信していく取組が必要である。

2. 人口及び産業の推移と動向

国勢調査によると、人口の推移は図表1のとおり、昭和35年以降一貫して減少を続けている。特に、昭和45年には対昭和40年比でマイナス14.2%、昭和50年には対昭和45年比でマイナス14.8%と調査年度2期連続で高い減少率を記録した。近年も人口減少の傾向は深刻で、平成22年、平成27年の国勢調査結果ではいずれも減少率がマイナス10%を超えている。

年少人口は減少傾向が継続し、特に昭和40年代と平成2年以降に減少率が多くなっている。一方、高齢者人口は年々増加傾向にあり、平成27年国勢調査では本町の高齢者比率は4割を超えた。今後こうした傾向は続くものと考えられ、本町の少子高齢化の状況は深刻さを増している。

人口、世帯数にあっては、減少傾向にはあるが、まち・ひと・しごと創生法に基づく「第2期愛別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び本計画の実施による定住人口の確保を見込み、令和7年度における推計人口は2,455人とする。

産業別就業構造は、図表4のとおりとなっており、就業比率をみると、農業を中心とする第1次産業は右肩下がりの減少傾向にあり、第2次産業も平成12年をピークに大幅な減少傾向となっている。一方で、第3次産業は増加傾向にある。

農家の離農や兼業化による第1次産業就業者、景気の低迷による第2次産業就業者の減少は著しく、第3次産業への就業移行が見られ、今後もこの傾向は強まるものと予想される。

(図表1) 人口の推移 (国勢調査)

区分		昭和 35年	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年
総数	人口(人)	9,704	8,671	7,443	6,343	5,815	5,363
	増減率		△10.6%	△14.2%	△14.8%	△8.3%	△7.8%
年少人口 (0～14歳)	人口(人)	3,402	2,625	1,897	1,473	1,193	982
	増減率		△22.8%	△27.7%	△22.4%	△19.0%	△17.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	人口(人)	5,802	5,521	5,003	4,278	3,923	3,569
	増減率		△4.8%	△9.4%	△14.5%	△8.3%	△9.0%
うち、15～29 歳(a)	人口(人)	2,502	2,137	1,793	1,287	1,052	880
	増減率		△14.6%	△16.1%	△28.2%	△18.3%	△16.3%
老年人口 (65歳以上)(b)	人口(人)	500	525	543	592	699	812
	増減率		5.0%	3.4%	9.0%	18.1%	16.2%
若年者比率 (a)／総数	割合	25.8%	24.6%	24.1%	20.3%	18.1%	16.4%
高齢者比率 (b)／総数	割合	5.2%	6.1%	7.3%	9.3%	12.0%	15.1%

区分		平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
総数	人口(人)	4,735	4,322	4,065	3,739	3,328	2,976
	割合	△11.7%	△8.7%	△5.9%	△8.0%	△11.0%	△10.6%
年少人口 (0～14歳)	人口(人)	712	559	479	404	342	275
	増減率	△27.5%	△21.5%	△14.3%	△15.7%	△15.3%	△19.6%
生産年齢人口 (15～64歳)	人口(人)	3,127	2,712	2,470	2,081	1,731	1,443
	増減率	△12.4%	△13.3%	△8.9%	△15.7%	△16.8%	△16.6%
うち、15～29 歳(a)	人口(人)	737	626	585	418	322	285
	増減率	△16.3%	△15.1%	△6.5%	△28.5%	△23.0%	△11.5%
老年人口 (65歳以上)(b)	人口(人)	896	1,051	1,116	1,254	1,255	1,258
	増減率	10.3%	17.3%	6.2%	12.4%	0.1%	0.2%
若年者比率 (a)／総数	割合	15.6%	14.5%	14.4%	11.2%	9.7%	9.6%
高齢者比率 (b)／総数	割合	18.9%	24.3%	27.5%	33.5%	37.7%	42.3%

(資料) 国勢調査 各年10月1日時点

(図表 2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総数	実数 (人)	4,112	3,838	3,446
	増減率		△6.7%	△10.2%
男	実数 (人)	1,957	1,813	1,648
	構成比	47.6%	47.2%	47.8%
	増減率		△7.4%	△9.1%
女	実数 (人)	2,155	2,025	1,798
	構成比	52.4%	52.8%	52.2%
	増減率		△6.0%	△11.2%

※平成 24 年 7 月 9 日以前は、外国人住民が住民基本台帳 (住民票) に記載されていません。

区分		平成 27 年	令和 2 年
総数 (外国人住民除く)	実数 (人)	3,059	2,658
	増減率	△11.2%	△13.1%
男 (外国人住民除く)	実数 (人)	1,463	1,257
	構成比	47.8%	47.3%
	増減率	△11.2%	△14.1%
女 (外国人住民除く)	実数 (人)	1,596	1,401
	構成比	52.2%	52.7%
	増減率	△11.2%	△12.2%
※参考 男 (外国人)	実数 (人)	1	6
	構成比	3.2%	9.2%
	増減率		500%
※参考 女 (外国人)	実数 (人)	30	59
	構成比	96.8%	90.8%
	増減率		96.7%

(資料) 住民基本台帳 各年 3 月 31 日時点

(図表3) 人口の見通し

	単位	平成 27年	令和 2年	令和 7年	令和 12年	令和 17年	令和 22年
総数	人	2,976	2,711	2,455	2,211	1,981	1,765
0～14歳	人	275	251	234	221	205	187
15～64歳	人	1,443	1,241	1,090	989	879	768
65歳以上 (a)	人	1,258	1,219	1,131	1,001	897	810
高齢者比率 (a) / 総数		42.3%	45.0%	46.1%	45.3%	45.3%	45.9%

(資料) 第2期愛別町まち・ひと・しごと創生総合戦略(人口ビジョン)

(図表4) 産業別人口の動向

		昭和 35年	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年
総数	実数(人)	4,855	4,215	4,002	3,348	3,192	2,975
	増減率		△13.2%	△5.1%	△16.3%	△4.7%	△6.8%
第1次産業	就業人口(人)	3,343	2,570	2,233	1,567	1,303	1,237
	就業比率	68.9%	61.0%	55.8%	46.8%	40.8%	41.6%
第2次産業	就業人口(人)	585	570	604	654	780	703
	就業比率	12.0%	13.5%	15.1%	19.5%	24.4%	23.6%
第3次産業	就業人口(人)	927	1,075	1,165	1,127	1,109	1,035
	就業比率	19.1%	25.5%	29.1%	33.7%	34.7%	34.8%

		平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
総数	実数(人)	2,662	2,460	2,200	1,869	1,585	1,422
	増減率	△10.5%	△7.6%	△10.6%	△15.0%	△15.2%	△10.3%
第1次産業	就業人口(人)	1,034	906	735	634	503	435
	就業比率	38.8%	36.8%	33.4%	33.9%	31.7%	30.6%
第2次産業	就業人口(人)	654	566	551	355	266	225
	就業比率	24.6%	23.0%	25.0%	19.0%	16.8%	15.8%
第3次産業	就業人口(人)	974	988	914	880	816	762
	就業比率	36.6%	40.2%	41.5%	47.1%	51.5%	53.6%

(資料) 国勢調査

3. 愛別町の行財政の状況

(1) 行政の現況と動向

本町の行政機構は、町長部局が6課、教育委員会部局が1課、議会、農業委員会、監査委員事務局、選挙管理委員会で構成され、し尿処理は昭和40年から愛別・比布・当麻の3町により、ゴミ処理については昭和48年から愛別町外3町塵芥処理組合により、消防行政については昭和49年から上川中部消防組合、平成26年から大雪消防組合による一部事務組合により広域体制で行われている。

平成12年4月からスタートした地方分権一括法にあわせて国から地方への権限や財源の移譲が進められたことにより、地方行政は、自治機能を最大限に発揮し、限られた財源を効率的に運用し、地域の振興・発展と住民福祉の向上に努める責務を負うことになった。こうした中、地方自治体においては、情報化、国際化、少子高齢化、さらには価値観の多様化などに伴う行政需要に的確に応え、すべての住民がまちづくりに参加できる行政を推進するため、職員の資質向上及びICTリテラシーの深化等に努めるとともに、広報・広聴の充実を図り、行政と地域住民間の情報共有が図られるような執行体制を確立することが求められている。

(2) 財政の現況と動向

本町の歳入歳出一般会計の状況は、図表5のとおりとなっている。令和2年度の決算規模は歳入3,789,441千円（平成12年度4,488,560千円）、歳出3,666,662千円（平成12年度4,402,393千円）であり、平成12年度と比べると歳入が699,119千円、歳出が735,731千円減少し、それぞれの減少率は、歳入でマイナス15.6%、歳出でマイナス16.7%となっている。

今後も、大都市圏一極集中等による地方経済の空洞化に伴う税収入の減少、公共施設やインフラの老朽化に伴う改修費用の増大、進行を続ける少子高齢化に伴う社会保障関連費用の増大が見込まれており、財政運営は依然として厳しい状況にある。さらに、新型コロナウイルスの世界的流行により、道内のインバウンド需要は大きく縮小しており、アフターコロナ時代に適応した財政運営の構築を急ぐ必要がある。

また、財政健全化法に基づき公表が義務付けられた財政指標のひとつである実質公債費比率では、早期健全化基準である25%を下回り改善傾向にあるが、国の政策による地方交付税の増額などによる標準財政規模の拡大が要因であるため、町税、

各使用料等の自主財源を安定的に確保し、経常的な一般行政費については更なる節減・圧縮をすることで行財政改革を積極的に進める必要がある。

(図表 5) 愛別町財政の状況

	単位	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
A 歳入総額	(千円)	4,488,560	3,383,476	4,630,078	3,508,310	3,789,441
一般財源	(千円)	2,985,984	2,442,403	2,709,791	2,375,656	2,193,556
国庫支出金	(千円)	254,159	150,013	1,160,433	275,702	654,432
都道府県支出金	(千円)	144,056	262,219	131,679	195,789	242,811
地方債	(千円)	513,100	203,371	285,502	270,863	421,435
うち、過疎債	(千円)	316,400	27,500	94,200	154,300	185,900
その他	(千円)	591,261	325,470	342,673	390,300	277,207
B 歳出総額	(千円)	4,402,393	3,309,746	4,474,353	3,407,608	3,666,662
義務的経費	(千円)	1,501,793	1,351,505	1,272,535	1,115,006	1,179,468
投資的経費	(千円)	1,097,233	347,926	1,476,055	155,855	378,299
うち、普通建設事業	(千円)	1,092,659	298,206	1,469,742	121,196	378,299
その他	(千円)	1,338,199	1,456,854	1,564,895	1,881,407	1,910,174
過疎対策事業費	(千円)	465,168	153,461	160,868	255,340	198,721
C 歳入歳出差引額(A - B)	(千円)	86,167	73,730	155,725	100,702	122,779
D 翌年度へ繰越すべき財源	(千円)	3,272	189	16,597	750	10,263
実質収支(C - D)	(千円)	82,895	73,541	139,128	99,952	112,516
財政力指数		0.14	0.15	0.14	0.15	0.16
公債費負担比率		18.4	20.5	16.4	10.0	12.6
実質公債費比率		-	23.7	18.7	8.1	未算定
起債制限比率		9.1	9.9	-	-	-
経常収支比率		85.6	93.4	79.6	85.2	97.2
将来負担比率		-	173.4	80.9	11.2	未算定
地方債現在高	(千円)	5,001,001	4,479,819	4,064,444	3,550,156	3,299,521

(資料) 愛別町決算カード

(3) 主要公共施設等の整備の現況と動向

本町の主要公共施設等の整備状況は、(図表6)のとおりであり、国営緊急農地再編整備事業の実施による一部、町道認定の廃止に伴い、町道の改良率46.2%、舗装率40.8%となり、さらに水道普及率は89.2%、水洗化率は93.6%と整備が進んでいる。また、終末処理場の改築、高齢者生活福祉センターの改修、愛別小学校の耐震化や愛別中学校の屋内運動場・屋外運動場の改修を実施するなど公共施設の整備に取り組んできた。

このように、道路交通基盤・教育文化・福祉施設・農業基盤等の整備は、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき逐次整備され著しく向上してきた。

しかし、一般世帯における車輛保有台数の増加により交通量が增大する中、全町的な道路交通網の整備が上川管内平均レベルを下回っていることや、上下水道施設を含めた多くの公共施設が耐用年数を迎えていることから、公共施設等総合管理計画等に基づき施設の長寿命化を図るための施設改修が必要となる。

(図表6) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道						
改良率	9.2%	28.6%	34.7%	43.2%	27.6%	46.2
舗装率	0.5%	12.6%	27.3%	45.4%	30.6%	40.8
農道						
延長					0m	0m
耕地1haあたり						
農道延長	9.9m	32.6m	41.0m	40.0m	—	—
林道						
延長					15,188m	15,188m
林野1haあたり						
林道延長	2.6m	5.1m	5.6m	5.5m	—	—
水道普及率	17.8%	69.6%	78.0%	79.5%	84.2%	89.2%
水洗化率	—	(0.1%)	8.7%	55.9%	77.7%	93.6%
人口千人当り病院、診療所の病床数	2.4床	0床	3.9床	4.7床	5.7床	0床

愛別町調べ

第2部 計画の基本的な方向と計画期間

1. 本町の持続的発展の基本方針

持続可能な地域社会を形成するため「人口減少に歯止めをかけること」を最重要課題としてとらえ、様々な分野における取組を一体的に進め、本町の地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図る。

健康・福祉・子育て分野においては、自主的な健康づくり活動の促進を基本に、きめ細かな保健サービスの提供、町立診療所の充実を図るとともに、子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育つよう、子育て支援の充実をはじめ、町全体で結婚・妊娠・出産・子育てを応援する体制の強化を図る。

また、高齢者や障がい者が安心して暮らし続けることができるよう、介護・福祉サービスの充実を図るとともに、身近な地域で支え合い助け合う地域福祉活動の促進に努めていく。

生活環境分野においては、すべての町民が安全に安心して住み続けることができる、あらゆる危機に強いまちづくりを進めるため、消防・防災体制の強化や町全体の強靱化を図るほか、近年の環境変化を踏まえた交通安全・防犯対策を推進する。

また、だれもが住みたくなるような美しく快適な生活環境づくりを進めるため、総合的な環境・景観対策や霊園施設の充実を図るほか、上下水道の充実、公園・緑地の適正管理を行っていく。

産業分野においては、まちづくりの中心を担う農業のさらなる振興を図るため、農地再編整備事業の促進や技術革新を生かした新たな農業の展開、加工の取組の促進をはじめ、多面的な農業振興施策を積極的に推進するとともに、森林の適正管理・整備を促進する。

また、商工事業所の経営の安定化や設備投資等への支援により、商工業の活性化を図るとともに、農業を中心とした若い世代に魅力となる労働体系の確保、関係人口の拡大からの移住への展開を見据え、地域資源の一層の充実・活用や広域的連携により、観光・交流機能の強化を図る。

教育・文化分野においては、子どもたちが「生きる力」を身につけ、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、小中一貫教育も視野に入れながら、学校教育の充実を図るとともに、町民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、その成果をまちづくりに生かせる学習環境づくりを進める。

また、すべての町民が生きがいと感動に満ちた暮らしを送ることができるよう、町民主体の文化・スポーツ活動の促進や貴重な文化財の保存・活用を図る。

生活基盤分野においては、限られた資源である土地を有効に活用していくため、計画的な土地利用を推進するとともに、町民の利便性・安全性の向上、町全体の活性化に向け、町道の維持管理、町営デマンドバスの充実、JR石北本線及び道北バスの存続に向けた取組を進める。

また、まちづくりに欠かせない社会基盤として、さらなる情報化や技術革新の利活用を進めるほか、人口減少の抑制に向け、住宅施策として、公営住宅等の長寿命化、空き家等の利活用や相談体制の充実など、定住・移住の直接的なサポートを推進する。

共生・協働・行財政分野においては、他地域との交流を通じたまちづくり、人づくりに向け、愛のまち交流事業の継続と充実を図るほか、地域住民自らによる地域課題の解決、支え合い助け合う地域づくりに向け、自主的なコミュニティ活動への支援を行うとともに、多様な主体がともに公共を担う新たなまちづくりに向け、町民や関係団体、民間企業等の積極的な参画・協働を促進する。

また、近隣自治体との積極的な広域連携を推進するとともに、行財政運営の一層の効率化に向け、行財政全般について常に点検・評価し、さらなる行財政改革を推進していく。

(1) 基本的な施策

- 1) 本町の基幹産業である農業、特に水稲ときのこを中心に愛別ブランドを確立するため、生産基盤の整備やスマート農業の推進、付加価値を高めていくための6次産業化の推進に努め、その消費流通促進対策を強化することで地場産業の振興を図るとともに、農業生産者の所得拡大と担い手の確保に努める。
- 2) 各公共施設の必要な維持補修を実施するとともに、道路・橋梁・トンネルなどの交通施設の整備・維持補修の実施や雪寒機械等の更新による交通体制の整備を図り、冬期間のみならず年間を通じた安全で安心な通行の確保に努める。
- 3) 上下水道施設の更新による機能の維持向上、消防施設や設備の充実、公営住宅・火葬場などの生活環境施設の整備を行い、いつまでも安心して住み続けられるまちづくりを進める。

- 4) 高齢者や障がい者がいつまでも生きがいのある生活が送れるよう、世代間の交流促進や在宅介護サービスの充実を図るとともに、高齢者福祉施設や障がい者福祉施設の長寿命化による活動拠点、生活拠点の確保を図る。
- 5) 教育関連施設や集会施設等の長寿命化を図るとともに、各施設の有効利用による総合的な教育活動の推進を図る。
- 6) 「きのこの里あいべつ」のPRと交流人口拡大のため、「きのこの里フェスティバル」を中心としたイベント開催に対する積極的な支援を行う。

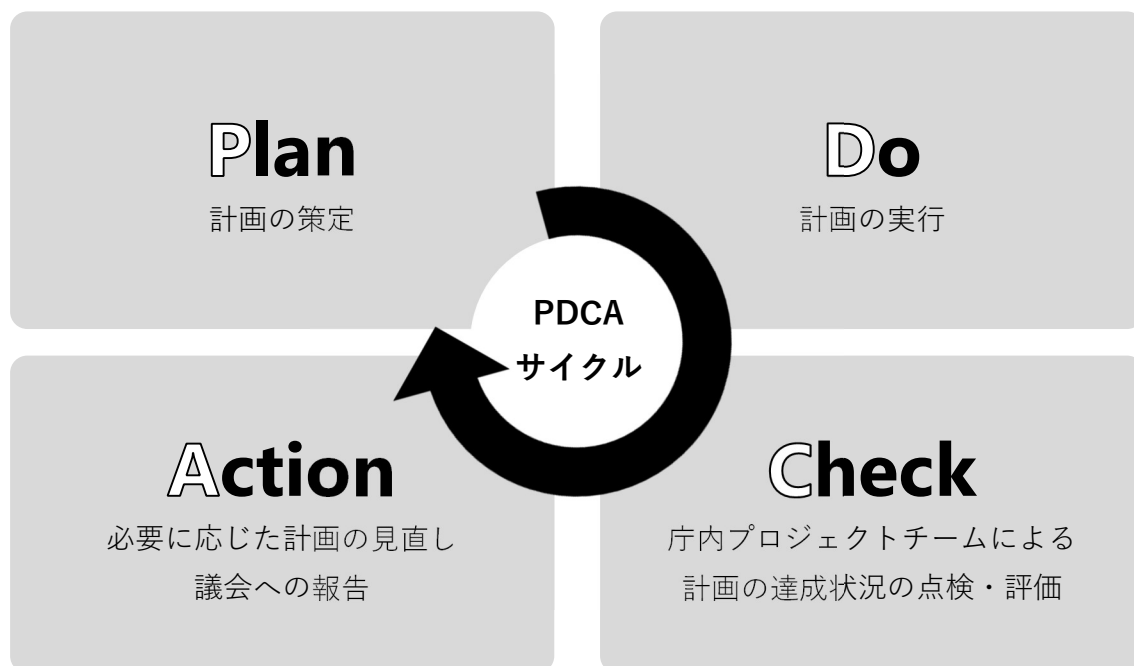
2. 本町の持続的発展のための基本目標

本町の持続的発展の基本方針に基づき、下記の目標を定め取り組むものとする。

内容	令和2年 (実績)	令和8年 (目標)
1) 出生数(単位:人)	9	13
2) 生産年齢人口(単位:人)	1,212	1,253
3) 公営住宅等の空き戸数(単位:戸)	51	28
4) 町道舗装率(単位:%)	40.8	42.0
5) 水道普及率(単位:%)	89.2	90.0
6) 下水道水洗化率(単位:%)	93.6	95.0
7) スマート農業取組戸数(単位:戸)	3	10
8) ふるさと応援寄附金額(単位:百万円)	40	66
9) 観光入込客数(単位:人)	41,605	60,000

3. 計画の達成状況の評価に関する事項

PDCA サイクルに基づき、毎年度末時点の計画に掲げる基本目標の達成状況について庁内関係部署で共有・評価するとともに、計画の内容について随時必要な見直しを行い、議会に報告するものとする。



4. 計画期間

計画期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

5. 愛別町公共施設等総合管理計画等との整合について

(1) 愛別町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方

本町の公共施設マネジメントにおいては、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、愛別町振興計画において、目指すべき将来像「人にやさしいまちづくり」の視点を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行うものとする。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設（建築物）は、供給量を適正化することとし、公共施設等のコンパクト化（統合・廃止、規模縮小等）の推進を図るものとする。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図るものとする。

また、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営を図るものとする。

(2) 本計画と愛別町公共施設等総合管理計画等との整合性の確保

本計画における公共施設の整備等に関する事業や取組については、愛別町公共施設等総合管理計画及び各種個別施設計画に基づき整合をとるものとする。

第3部 持続的発展計画の内容

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 定住・移住の促進

民間借家の少ない本町では、人々の定住・移住の促進に向けた住宅の確保が大きな課題となっており、近年全国的な問題となっている空き家等対策についても必要な措置を講じていかなければならない状況にあることから、情報の収集・提供や空き家等の有効活用など、空き家条例（愛別町空き家等の適正管理に関する条例）及び空き家等対策計画に基づき、総合的な対策を講じていく必要がある。

また、人口減少に歯止めをかけるため、移住に関する相談体制の充実をはじめ、移住希望者を掘り起こすための町の情報発信・プロモーション活動の強化、地域おこし協力隊の活用など、実効性のある取組を積極的に行っていく必要がある。

② 地域間交流の促進

本町ではこれまで、全国の「愛」のつく町との交流を進めてきたが、市町村合併など社会情勢の変化に伴い、自治体間の交流が難しい状況となってきている。

しかしながら、東近江市（愛東地区）との交流は、これまでのつながりの中で人との交流の火は消えることなく続けられており、今後とも継続して取り組んで行くことが求められている。

ふるさと会については、ふるさと応援団としての位置づけで、平成26年に「あさひかわ愛別会」が設立され、現在では「札幌ふるさと愛別会」と「とうきょう愛別会」を含めた3組織との交流を行っている。

これらの組織は、町の特産物の積極的な購入やふるさと納税制度を活用した財政的支援、情報発信への協力など、本町のまちづくりにとって大きな役割を果たしていることから、今後とも様々な場面で連携を図っていく必要がある。

また、町内で開催される大きなイベントとして、きのこの里フェスティバルやあいべつ夏まつり、びっ蔵市、雪中ソフトボール大会などがあるが、町外から多くの人々が訪れることもあり、まちのPRや地域間交流のきっかけとなるため、町として積極的な支援を行うことが重要である。

③ 人材育成

本町では、福祉分野や産業分野など、各分野における専門人材の育成に対する様々な施策に取り組んでおり、社会教育分野においては、幼児から高齢者までの幅広い層を対象とした学習機会の提供を行っているが、いずれも少子高齢化の影響による人材不足が大きな課題となっている。

このため、地域おこし協力隊制度を活用した地域活性化に必要な人材の確保や各種交流事業等の実施による人材の育成が急務である。

(2) その対策

① 定住・移住の促進

- 公営住宅等の長寿命化と整備の促進及び民間住宅の耐震化を促進する。
- 定住・移住促進施策の推進と空き家等の総合的な対策の推進を図る。
- 情報発信・プロモーション活動の推進を図る。
- 地域おこし協力隊の活用を促進する。

② 地域間交流の促進

- 「愛のまち交流」の継続と充実を図る。
- ふるさと会等との連携強化を図る。
- 人材育成各分野における人材確保、育成に係る諸施策の充実を図る。

(3) 計画

事業計画表（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1.移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4)過疎地域持続的発 展特別事業 <u>移住・定住</u>	定住・移住促進空き家改修支援事 業 定住・移住促進のための空 き家改修に対する支援を行 い、定住・移住人口の増加を図 る。	町	
		地域おこし協力隊活用事業 地域活性化を図るための 様々な分野における地域おこ し協力隊の有効活用を行い、 定住・移住人口の増加を図る。	町	
	<u>地域間交流</u>	少年愛のまち交流事業 地域間交流の促進と将来を 担う子ども達を育成するた め、小・中学生を対象とした少 年愛のまち交流事業を実施 し、地域愛の醸成及び地域社 会への参画の促進を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

○ 該当なし

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業の振興

国際情勢が大きく変化し、農業を取り巻く状況が厳しさを増す中、国は、農業分野を成長産業に位置づけ、攻めの農業を展開することで、海外競争力の強化や国土強靱化の対策を図るとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、担い手への農地の集積やスマート農業の展開、中山間地域の活性化などを進めている。

本町は、米の主産地として「愛別米栽培基準」に基づいた生産を推進しており、ブランド化による「売れる米づくり」の展開や、販路の拡大に取り組むとともに、生産性の向上を図るため、国営緊急農地再編整備事業によるほ場の大区画化や透排水性の改善に取り組んでいる。

こうした中、担い手は減少傾向にあることから、各地区の人・農地プランに基づき、10年先を見据えた担い手の確保と意欲ある農業者への農地の集積による水田面積の確保が課題となっている。

また、一人あたりの耕作面積が拡大する中で、大区画化後のほ場では、面積あたりの経営コストの削減や労働力の省力化による複合経営の取組が重要となり、ICTの導入や水稻作付における新技術の普及促進により課題解決を図ることが求められている。

② 畜産の振興

近年、畜産経営における社会情勢は大変厳しい環境にさらされており、本町においてはこれまで、養牛・養豚・養鶏を中心に経営されてきたが、後継者不足等による離農者が増えており、令和2年度末の畜産農家戸数は6戸となっている。

こうした中、外国産食品の安全性や偽装問題などにより、国産の畜産物への需要や要望が高まっている状況にあり、衛生管理はもとより生産履歴の整備が必要となっている。

また、輸入畜産物に対抗していく上では、徹底した生産コストの低減が必要であり、そのため自給粗飼料の確保など幅広いコスト低減に向けた取組が求められている。

畜産経営において、家畜の疾病の発生は経営に大きく影響を及ぼすことから、発生の未然防止の取組や関係機関との協調による損耗防止の取組が重要となる。

さらには、自然環境保全の観点からも、家畜排泄物の適正な管理が必要となる。

③ きのこの振興

本町におけるきのこ生産の状況は、「えのき、まいたけ、なめこ」を中心に北海道有数の生産量を誇り、地域産業の発展に大きく貢献している。

しかし、近年は企業の参入により産地間競争が激化するとともに、大規模な施設による生産が主流を占め、きのこ産地の構図も大きく変わってきたことから、さらなる生産コストの低減と良質なきのこの安定生産に向け、老朽化した施設の統廃合や経営の統合などが行われている。

また、生産部門の基礎となる原材料については、安定的な確保に努める必要があり、さらには生産技術の向上と安全・安心な生産体制を維持していくことが重要である。

一方で、道内外の主要産地の生産出荷状況と消費動向に注目した販売への取組が、市場価格の下落に歯止めをかけ、一定価格の確保につながっていることから、引き続きの努力が必要になるとともに、消費者から信頼される産地づくりを進めるため、各地で開催されるイベント等への積極的な参加による、愛別きのこのブランド力の堅持に努めることが重要となる。

④ 加工・販売の促進

本町における加工・販売の取組の現状は、米やきのこを使った加工品開発だけにとどまらず、それに次ぐ特産品の取組として平成 30 年度からビーツの加工品開発や販売など農業の 6 次産業化を進めている。

しかし、町内においてこれらの販売の拠点がないたため、十分な特産品 PR を行えていない状況にあることから、今後は、特産品 PR だけにとどまらず、観光 PR の核となる直売所等の建設についての検討が必要となる。

⑤ 林業の振興

森林所有者の高齢化や町外所有者の増加等を背景に、所有者の森林整備意欲が減退しており、このままでは国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止など、森林の持つ多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じている。

本町では、森林整備計画に基づいた森林経営計画を作成し、補助事業を活用しながら森林の適切な管理に努めており、また、民有林の整備事業に対しては、所有者の負担の軽減を図るための支援を行っている。

しかし、所有者の世代交代等により、所有者不明や森林に対する関心の薄れ、整備を担う人材不足により、民有林の整備が遅れている状況にある。

森林の持つ公益的機能の充実や木材生産資源としての維持・保全を図るためには、100年先を見据えた持続性のある森づくりが重要であり、整備の中心的な役割を担う森林組合の組織体制の充実、森林整備計画に基づく各種補助事業等の有効活用、北海道立北の森づくり専門学院等との連携による林業従事者の安定確保など、総合的な対策を進めていく必要がある。

また、全国的に有害鳥獣による農作物や森林等への被害が深刻化していることから、愛別町有害鳥獣対策連絡協議会や愛別猟友会と連携し、猟友会への支援をはじめ、有害鳥獣駆除の新たな担い手の育成を進めているが、今後とも、狩猟免許の取得に対する支援の継続や、関係機関・団体との連携による担い手の確保、効率的な捕獲活動を促進していく必要がある。

⑥ 商工業の振興

商業は、豊かな消費生活の提供をはじめ、まちのにぎわいの創出や地域住民の交流の促進など、まちづくりにおいて重要な役割を担っているが、人口の減少や大型店の進出等を背景に、全国的に既存商店街の衰退が深刻化し、その対策が大きな課題となっている。

また、工業は、まちの活力の向上や雇用の場の確保など、地域活性化に大きな役割を果たしているが、地方においては、景気回復の実感に乏しい中、依然として厳しい状況が続いている。

本町の商工業についても、過疎化の進行による人口の減少や購買力の町外流出により、大変厳しい状況におかれており、令和2年度末の商工会会員数は101にまで落ち込んでいる。

このような中、市街地活性化施設として整備した「蔵 KURARA ら」とその周辺では、夏まつり等のイベントが開催され、まちの顔である商店街のにぎわいづくりに寄与しているが、経営者の高齢化や後継者不足等による空き店舗等が増加し、市街地全体としての活性化が課題となっている。

本町における第2次産業の発展は今後の町政運営上においても重要であり、町内商工事業者の経営の安定化を図るため、町としても積極的に支援していく必要がある。

⑦ 観光の振興

観光は、地域経済の活性化はもとより、新たな人の流れを生み出し、人々の定住・移住につながるものとして、まちづくりにとって重要な役割を果たしている。

本町には、自然景観に優れたゴルフ場（旭川国際カントリークラブ）やパークゴルフ場、オートキャンプ場、協和温泉等があり、年間およそ6万人の観光客が訪れているが、ここ数年は横ばいの傾向が続いているため、近年増加傾向にあるインバウンドへの対応や様々な手段を活用した観光PRの強化など、新たな視点からの取組を進めていく必要がある。

また、本町は、旭川市をはじめとする圏域市町で組織された「大雪カムイミントラDMO」に加盟し、圏域の幅広い観光資源を活用した魅力ある観光地域づくりを進めているほか、「大雪山カムイミントラジオパーク構想推進協議会」による日本ジオパーク認定に向けた取組、「大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会」による日本遺産認定を活用した取組などを進めているが、今後とも、こうした広域的な観光振興・地域振興に積極的に取り組んでいく事が重要である。

さらに、本町は特色ある農業のまちであり、新鮮で安全・安心な農畜産物が観光資源の一つとなっていることから、これらと観光を融合する具体的な取組を進めていく必要がある。

(2) その対策

① 農業の振興

- 農業生産を支える基盤の整備や生産施設等の改修・整備の促進を図る。
特用林産物生産施設の整備、水稻生産施設の整備
- 良質な農産物の生産による攻めの農業を展開するとともに、安全で安心な農産物の生産振興を図る。
- 担い手の育成・確保のほか、豊かな農山村環境づくりの推進を図る。

② 畜産の振興

- 農業生産を支える基盤の整備や施設等の改修・整備の促進を図る。

○ 良質な畜産物の生産による攻めの農業を展開するとともに、安全で安心な畜産物の生産振興を図る。

○ 担い手の育成・確保の推進を図る。

③ きのこの振興

○ きのこ生産を支える基盤の整備や生産施設等の改修・整備の促進を図る。

○ 良質な農産物の生産による攻めの農業を展開するとともに、安全で安心な農産物の生産振興を図る。

○ 担い手の育成・確保の推進を図る。

④ 加工・販売の促進

○ 商品開発や加工施設等の改修・整備の促進を図る。

○ 良質な加工品の生産による攻めの農業を展開するとともに、安全で安心な加工品の生産振興を図る。

○ 担い手の育成・確保の推進を図る。

○ 特産品の加工の支援や販売促進活動の支援を行い、加工の取組を促進する。

⑤ 林業の振興

○ 計画的な森林整備の推進を図る。

○ 森林整備の担い手対策の推進を図る。

○ 有害鳥獣対策の推進を図る。

⑥ 商工業の振興

○ 商工振興事業の促進を図る。

○ 市街地の活性化に向けた取組の支援を図る。

○ 中小企業・小規模事業者に対する支援の充実を図る。

⑦ 観光の振興

○ 観光施設の充実を図るとともに、観光協会の活動支援や各種イベントの開催支援を行い、観光PRの強化を図る。

○ 広域的な観光振興・地域振興に向けた取組の推進を図る。

○ 農業と連携した観光事業の支援・充実を図る。

(3) 計画

事業計画表（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2.産業の振興	(3)経営近代化施設 農業 (10)過疎地域持続的 発展特別事業 <u>第1次産業</u>	特用林産物生産施設等整備事業	町	
		施設等高度化整備事業	町	
		生産基盤整備事業 農産物の生産性を向上させるため、農業者が実施する暗渠や除れき、水稻育苗ハウスの設置等に対する支援を行い、農産物の安定生産や農業競争力の向上を図る。	町	
		良質米生産対策事業 良質米の生産性を向上させるため、農業者が実施する各種取組（高品質米生産、土づくり等の取組）への支援を行い、あいべつ米のブランド化を図る。	町	
		スマート農業推進事業 農業のICT化を促進するため、農業関連ICT機器の導入に対する支援を行い、大区画化に対応した新しい農作業体系の確立を図る。	町	
	中山間地域等直接支払交付金事業 農業生産条件等の不利を補正するため、対象集落協定への支援を行い、農業生産活動の維持を図る。	町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	商工業・6次産業化	<p>多面的機能支払交付金事業</p> <p>農山村の多面的機能を適正に発揮させるため、地域協働による多面的機能を支える共同活動等を実施する各地区保全の会への支援を行い、豊かな農山村環境の推進を図る。</p>	町	
		<p>豊かな森づくり推進事業</p> <p>豊かな森づくりを推進するため、森林組合に委託し、国及び道の補助で実施した造林・地拵事業に対する助成を行い、森林所有者の自己負担の軽減及び人工造林事業の拡大を図る。</p>	町	
		<p>地域経済活性化事業</p> <p>町内における消費を喚起させるため、町内限定のプレミアム付き商品券の発行に対する補助を行い、地域経済の活性化を図る。</p>	町	
		<p>商店街活性化支援事業</p> <p>商店街を活性化させるため、小売業、飲食業等の店舗改築・改修及び衛生設備の改修、新規起業者等に対する助成を行い、商工業の振興を図る。</p>	町	
		<p>中小企業融資利子補助事業</p> <p>中小企業の経営発展のため、中小企業への融資に対する利子補助を行い、地域経済の振興を図る。</p>	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	<u>観光</u>	大雪カムイミンタラ DMO 連携 事業 地域の滞在交流型観光を促進するため、大雪カムイミンタラ DMO との事業連携を行い、広域観光圏の1町としての地域ブランド化を図る。	町	
	<u>その他</u>	労働支援対策事業 商工業・農業の雇用を促進するため、産業後継者の就業等に対する支援や季節労働者の資格取得支援を行い、雇用・経営の安定化や移住・定住の促進を図る。	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
愛別町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業、畜産業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

○ 該当なし

3. 地域における情報化

(1) 現状と問題点

スマートフォンやタブレット端末の急速な普及、SNS等のサービスやクラウド・コンピューティングの利用拡大など、ICTは目覚ましく進展し、日常生活や社会のあらゆる場所・活動において既に必要不可欠なものとなっている。

また、ロボットや自動走行車、AI、IoTが生活に身近なものとなるなど、新たな社会（Society5.0）を迎えつつある。

本町ではこれまで、町内各公共施設の光ファイバ網によるネットワーク化など行政内部の環境整備、ホームページの作成・活用、情報化に関する学習機会の提供を進めてきたほか、テレビの受信障害の解消を目的として、光ファイバ網を町全域に整備し、FM告知端末を全戸に設置するとともに、超高速インターネットやケーブルテレビが利用可能な環境を整備している。

また、近年では、社会保障・税番号制度の開始に伴い、個人情報・行政情報の適正管理や行政事務の効率化を図るとともに、情報セキュリティ対策の強化などに取り組んできた。

今後、こうした情報化や技術革新は、町民の日常生活や産業・経済活動、そして地域の活性化にこれまで以上に大きな役割を果たすことが予想されることから、行政内部の情報化の一層の推進や光ファイバ網の利活用等による新たな情報サービス提供の仕組みづくりをはじめ、さらなる情報化や技術革新の利活用に向けた取組を進めていく必要がある。

(2) その対策

- さらなる情報化の推進を図る。
- 安全・円滑に利活用できる情報環境づくりを進める。
- 技術革新の利活用の研究を進める。

(3) 計画

事業計画表（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3.地域における情 報化	(2)過疎地域持続的発 展特別事業 <u>情報化</u>	情報通信施設管理事業 地域における情報化を促進 するため、地域情報通信施設 整備事業により整備した光ケ ーブル網等の適切な管理・更 新を行い、持続可能な情報発 信を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- 該当なし

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

① 交通施設の整備

本町の道路網は国道 39 号と道道 6 路線を中心に、これらと結び合う町道 193 路線によって構成されており、また、旭川紋別自動車道が走り、愛別インターチェンジと愛山上川インターチェンジが整備されている。

旭川紋別自動車道は、令和元年 12 月に、比布 JCT を起点として遠軽 IC までの約 98.5km が開通し、令和 3 年 3 月には、遠軽上湧別道路の新規事業化が承認されており、早期の全線開通が望まれている。

本町ではこれまで、関係機関と連携しながら各道路網の整備を計画的に進めてきたが、車社会の進展に伴い、地域を超えた行動範囲の拡大や輸送の増大による道路機能の低下、さらには高齢化が進む中、一層、安全で便利な道路網の整備が求められている。

町道は、各種補助制度を有効に活用しながら年次計画で道路整備を行っており、簡易舗装（防塵舗装）区間は、冬期の凍結による被害が特に市街地に多く、今後は路盤改良を年次的に進めていく必要がある。

地域住民の生活基盤となっている道路や橋梁、トンネル等の公共土木施設は、維持管理水準の設定を行い、施設点検、施設の長寿命化修繕計画に基づく補修を進め、長寿命化とコストの縮減を図る必要がある。

また、冬期間の安全な交通を確保するため、国道・道道の全路線及び町道 136 路線、歩道 16 路線の除雪を行っているが、町内の除排雪については、関係機関と連携して町民の要望に沿った対応に努め、冬期間の安全確保対策を進めていく必要がある。

② 交通手段の確保

町内の公共交通の現状としては、JR 石北本線が走り 4 つの駅が整備されているほか、道北バスの 3 路線が運行されており、町営デマンドバスについても 1 路線運行している。

また、その他の交通手段として、民間のハイヤー 1 事業者が町内で営業している。

これらの公共交通等は、高校生の通学や高齢者等の買い物・通院の足として非常に重要な役割を果たしていることから、将来にわたり維持・確保を図る必要がある。

このため、地域公共交通会議による協議に基づき、利用促進に向けた取組を進めながら、その維持・確保、利便性の向上に努めていく必要がある。

(2) その対策

① 交通施設の整備

- 町道の整備及び公共土木施設の長寿命化の推進を図る。
橋梁・トンネルの長寿命化
- 町道の道路維持、冬期除排雪による安定した通行の確保を図る。
雪寒機械の整備

② 交通手段の確保

- よりよい公共交通体系を確保し、町営デマンドバスの安定的・効率的な運行を図る。
- JR 石北本線及び道北バスの存続に向けた取組の推進を図る。

(3) 計画

事業計画表（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 <u>橋りょう</u>	公共施設長寿命化修繕事業	町	
	(6)自動車等 <u>雪上車</u>	建設機械整備事業	町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 <u>公共交通</u>	町営デマンドバス運行事業 交通空白地帯を解消するため、町営のデマンドバスを運行し、地域住民の交通の確保を図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	<u>交通施設維持</u>	道路維持補修事業 地域住民の快適な通行を確保するため、凍結被害を受けた簡易舗装区間の路盤・舗装の修繕や道路排水整備を行い、交通施設の安全の確保を図る。 道路除排雪事業 冬期における安定した通行を確保するため、除排雪作業や除雪車両の整備を行い、豪雪地帯における交通の維持を図る。	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- 公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画（管内道路ストック総点検、橋梁個別施設計画、トンネル長寿命化修繕計画）に基づき、施設の整備・更新・維持を適切に行う。

【橋梁】

（健全度の把握の基本的な方針）

- ・ 橋梁個別施設計画に基づき、5年ごとに全60橋の定期点検を実施する。
- ・ 点検結果に基づき、健全度の確認、修繕計画の修正を実施する。

（日常的な維持管理に関する基本的な方針）

- ・ コンクリート等の傷みを減らすため、春には排水管の土砂除去を実施する。
- ・ 結氷による傷みを減らすため、秋には排水管の枯葉除去を実施する。
- ・ 修繕が必要な箇所は、適宜修繕を実施する。
- ・ 大雨や洪水、地震の際は、必要に応じたパトロールを実施する。
- ・ 橋梁に異常が認められた際は、通行止めや修繕等の緊急対策を実施する。

（対象橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針）

- ・ 予防的な修繕などの徹底で、修繕・架替えに係る費用の低コスト化を図り、ライフサイクルコストの低減を図る。
- ・ 緊急度の低い劣化部位は、監視対象とすることで支出の縮減を図る。

- ・詳細点検結果に基づく橋梁の健全度把握及び損傷状況に応じて橋梁個別施設計画を見直す。

【トンネル】

(健全度の把握の基本的な方針)

- ・健全度の判定および、対策区分の判定は、5年毎に行う定期点検によって健全度を把握する。
- ・健全度の判定は、国土交通省道路局並びに、北海道建設部土木局道路課による点検要領に準拠して行い、損傷状況を把握するとともに、道路機能を阻害する損傷、第三者被害を及ぼす可能性のある損傷を早期に把握する。

(日常的な維持管理に関する基本方針)

- ・今後、適切なトンネルの維持管理を行うため、通常パトロール（日常）、定期パトロール（1回程度／年）、異常時パトロール（必要に応じて随時）を実施し、損傷の早期発見に努める。

(対象トンネルの長寿命化及び修繕に係る費用の縮減に関する基本的な方針)

- ・トンネルのおかれた環境条件等から損傷に対する事前予測や劣化予測を行い、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、トータルコストの縮減を図る。
- ・損傷が発生してから対応する事後保全型の管理から、劣化の進行を予測して適切な修繕を行う予防保全型の管理への転換を図る。
- ・計画的、効率的管理の推進による更新時期の平準化とコスト最小化を図る。

5. 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

① 住宅

良好な住宅・住環境の確保は、豊かさを実感できるくらしの基盤であり、人々が定住するための重要な要素である。

本町には、民間借家が少なく、借家のほとんどが公営住宅等の公的借家であり、セーフティーネットとしての機能を踏まえつつ、入居者の傾向などを的確にとらえた公営住宅等の供給が課題となっている。

本町の公営住宅等の整備状況は、令和2年度末現在で、25団地 68棟 283戸あり、内訳は公営住宅が8団地 43棟 193戸、特定公共賃貸住宅が5団地 13棟 40戸、その他住宅が12団地 12棟 50戸となっている。

今後は、令和2年度に策定した住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的・継続的な住環境の整備を行うほか、子育て世帯や高齢世帯、核家族世帯など、多様な生活様式に応じた魅力ある住環境の実現に向け、公営住宅等の適正な維持管理を行う必要がある。また、既存住宅の良好な居住環境を確保するため、標準周期を踏まえた定期的な点検・修繕、長寿命化を図る予防保全的な改善手法による整備も求められてくる。

その他、住宅の耐震化については、いっどこで大地震が発生してもおかしくない状況であり、国や北海道においても耐震化の促進に向けた取組が強化されている。本町では、平成24年度から民間住宅の耐震改修に補助を行っているものの、実績はなく、平成30年現在で町内の住宅のおよそ49%が耐震性能を満たしておらず、耐震化の促進が課題となっている。

このため、平成30年度に策定した耐震改修促進計画に基づき、既存住宅の耐震化の促進に努める必要がある。

② 上水道

上水道は、人々が健康で快適な生活を送るために欠くことのできない重要な社会基盤である。

本町の水道事業は、石狩川の伏流水を水源として、平成元年度から平成7年度までの統合簡易水道施設整備事業により施設を整備し、安全で良質な水道水を供給してきており、令和2年度末の給水人口は2,337人、普及率は89.2%となっている。

施設については平成 23 年度から 10 年計画で浄水場設備と配水管の改築更新事業を実施しており、今後も引き続き、老朽化した浄水場設備と配水管の改築更新事業を 5 年計画で実施していく。

今後とも、安全・安心な水道水の安定供給を行うため、本事業を計画的に推進していく必要がある。

③ 下水道

下水道は、快適で住みよい居住環境づくりと河川等の公共用水域の水質汚濁の防止・改善をはじめ、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしている。

下水道による本町・北町・南町・東町地区の水洗化率は令和 2 年度末で 93.6%となっており、また、下水道区域以外の浄化槽対象地区については令和 2 年度末で 68.7%となっている。

町全体の汚水処理率は 84.8%となっており、残り約 15%についても早急に水洗化に合わせた汚水処理の促進が必要である。

施設については、終末処理場の第 1 期改築更新事業が完了し、第 2 期改築更新事業が令和 2 年度に完了している。今後も引き続き、老朽化した施設の更新を第 3 期改築更新事業として 5 年計画で実施していく。

今後は、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた財源の中でライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮していく必要がある。

また、令和 2 年度から、公営企業法適用化に向け、基本計画の策定や会計システムの導入など必要な取組を進めているが、固定資産台帳の整備など課題が山積していることから、令和 6 年 4 月からの法適化に向けた準備が重要となってくる。

浄化槽対象区域については、平成 7 年度から浄化槽設置整備事業を実施し、設置に対する支援を行うとともに、維持管理についても支援を行っているが、快適で住みよい環境づくりに向け、今後とも継続して実施していく必要がある。

④ ごみ処理

本町におけるごみ処理については、昭和 48 年度から愛別町外 3 町塵芥処理組合（愛別町、比布町、当麻町、上川町で構成）で収集業務を業者に委託し、焼却及び埋め立方式により共同処理されてきたが、焼却施設の老朽化が著しいうえに最終処分場が限界にきていたため、平成 9 年度にダイオキシン濃度が国の基準値を大幅に下

回る排出削減を講じた近代的な施設が、平成 11 年度からはリサイクルセンターも操業を開始している。

また、令和元年度からは、焼却処理施設長寿命化総合計画に基づき、3ヶ年事業として焼却施設の長寿命化及び二酸化炭素排出抑制対策に取り組んでいる。

今後とも、町民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクルの促進、不法投棄の防止に積極的に取り組み、自然環境への負荷の少ない循環型社会を目指していく必要がある。

⑤ し尿処理

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥については、比布町、当麻町、愛別町の3町により大雪浄化組合を組織し、比布町に施設を設置し共同処理を行っている。

公共下水道の整備により、し尿の収集は年々減少しているが、浄化槽の普及により浄化槽汚泥の収集量は年々増加している。

今後も地域の実態に即した収集体制の維持に努めるとともに、浄化槽の設置の推進を図る必要がある。

⑥ 自然・景観

地球温暖化が世界的な脅威として深刻化し、地球規模での環境保全対策を求められている。

本町では、平成 30 年度に地球温暖化対策実行計画を策定し、町の事務事業において排出される二酸化炭素排出量の削減を目指して各種の取組を推進しており、今後も継続していく必要がある。

また、本町の景観に対する取組としては、公共施設における花壇整備やガーデニング普及事業の実施など、花と緑のまちづくりを北海道認定の「フラワーマスター」とともに行っている。

今後も、町民と行政が協力して花と緑のまちづくりを推進することにより、生活の中にゆとりや安らぎを実感できる快適な環境・景観づくりを進めていくことが必要である。

⑦ 火葬場・霊園

火葬場については、建設後 39 年を経過し老朽化が進んでおり、これまで火葬炉や煙突等を必要に応じて改修し対応してきたが、今後は、近隣町との広域利用及び新規建設も視野に入れた対応が必要となることが見込まれる。

霊園については、残り区画数が少ない状況が続いているが、新規の使用申込者も少なく、近年、墓じまいをし、区画を返還する人が増えていることから、区画造成については、状況を見極めながら判断する必要がある。

⑧ 消防・防災

近年、火災発生件数や火災による死者数は全国的に概ね減少傾向にあるが、死者に占める高齢者の割合が年々高まっている。特に火災発生件数の過半数を占める建物火災による死者のうち、高齢者が約7割を占めており、その対策が求められている。

本町の消防体制は、平成26年度から大雪消防組合へ加入し、愛別消防署及び愛別消防団（4分団）構成されており、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害に強い地域づくりを目指して様々な取組を行っている。

本町における火災は、毎年多くは発生していないが、火災は、いつ、どこで発生するか予測できない。特に本町では65歳以上の高齢者が多く在住しており、また、秋季から冬季、春季にかけて必ずといってよいほどストーブを使用し、火災発生のリスクが高い状況となっている。

今後は、こうした状況を踏まえ、消防署や消防団の施設・設備の老朽化等に対応した計画的な更新や高度化をはじめ、消防団員の確保や消防職員・消防団員の知識・技能の向上等を進めていく必要がある。

また、近年、異常気象による大規模な自然災害が多発しており、全国的に甚大な被害を受けている状況にある。

本町ではこれまで、台風や地震による大きな災害はなく、災害が比較的少ない地域だったが、気象状況が年々変化しており、局地的な大雨による中小河川の増水や北海道胆振東部地震の際にはブラックアウトに見舞われた。

今後は、突然襲ってくる自然災害に対応し、町民の生命及び財産を災害から守る、あるいは最小限の被害にとどめるため、防災・減災に関する指針づくりのもと、町全体の防災に対する意識改革や洪水に備えた河川の整備・維持管理をはじめ、様々な取組を推進していく必要がある。

(2) その対策

① 住宅

- 公営住宅等の長寿命化と整備の促進を図る。
公営住宅の改修、北振団地公営住宅の整備
- 既存住宅の耐震化の促進を図る。

② 上水道

- 上水道施設の改築更新を図る。
上水道施設の整備

③ 下水道

- 下水道施設の改築更新を図る。
下水道施設の整備
- 浄化槽等の適正管理及び設置の促進を図る。
浄化槽の整備

④ ごみ処理

- ごみ収集・処理体制の充実を図るとともに、3 R運動の促進や不法投棄の防止を図る。

⑤ し尿処理

- し尿収集や処理体制の充実を図る。

⑥ 自然・景観

- 地球温暖化対策を推進するとともに、花と緑のまちづくりの推進を図る。

⑦ 火葬場・霊園

- 老朽化する火葬場への対応について早急に検討を行うとともに、霊園の適切な管理の促進を図る。
火葬場の整備

⑧ 消防・防災

- 消防施設等の整備の充実を図る。
消防ポンプ車、消防指令車、消防器材搬送車の更新
- 消防職員・消防団員の知識・技能の向上を図る。

- 消防団員の入団促進と環境の整備を図る。
- 防災・減災に関する計画等の策定・管理を行うとともに、町民の防災・減災意識の高揚と自主防災組織の育成を図る。
- 防災資機材等の整備の促進を図る。

(3) 計画

事業計画表（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
5.生活環境の整備	(1)水道施設 <u>簡易水道</u>	上水道施設整備事業（改良事業費）	町		
	(2)下水道処理施設 <u>公共下水道</u>	終末処理場改築更新事業	町		
	<u>地域し尿処理施設</u>	浄化槽設置整備事業	町		
	(4)火葬場	火葬場整備事業	町		
	(5)消防施設		消防ポンプ自動車更新事業 消防ポンプ自動車の更新	一部 事務組合	
			指令車更新事業 消防指令車の更新	一部 事務組合	
			器材搬送車更新事業 消防器材搬送車の更新	一部 事務組合	
	(6)公営住宅		公営住宅等改修整備事業	町	
			北振団地公営住宅等整備事業	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業	<u>生活</u>	ごみ収集事業 廃棄物の適切な収集及び車両の管理を行い、快適な生活環境を確保する。	町	
<u>防災・防犯</u>		防災備蓄品・備品整備事業 災害時における防災用食飲料等の備蓄品や非常用電源装置等の防災用備品を計画的に整備し、防災対策の強化を図る。	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- 公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画（簡易水道施設診断、公共下水道ストックマネジメント計画、公営住宅等長寿命化計画）に基づき、施設の整備・更新・維持を適切に行う。

【簡易水道】

浄水場は、中央監視設備を中心とした機器の更新が必要。ポンプ場・配水池については、計装機器が更新の時期となっている。昭和 48～52 年に築造された配水池は、30 年以上経過しており、大幅な改修が必要となる。

【公共下水道】

(ストックマネジメント実施の基本方針)

状態監視保全…機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化の状況の把握が可能である施設を対象とする。

時間計画保全…機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

事後保全…機能上、特に重要でない施設を対象とする。

(状態監視保全施設)

- ・管渠、マンホール、マンホール鉄蓋
- ・スクリーンかす設備
- ・機械式エアレーション設備
- ・最終沈殿池設備
- ・汚泥濃縮設備
- ・汚泥脱水設備

(時間計画保全施設)

- ・管渠（圧送管）
- ・電気計装設備

(主要な施設の事後保全)

- ・その他の路線、柵、取付管

その他の管路は施設が膨大であるが、破損等による被害は小さく、また比較的復旧も容易であるため事後保全とする。柵、取付管についてもビルピット等の腐食の恐れが無く、1箇所あたりの改築費も少額であり維持修繕費での対応が実態となっていることから、事後保全に位置付ける。

- ・ポンプ本体

愛別終末処理場の汚水ポンプ本体については、予備機を保有していることから、事後保全施設に分類する。

・消毒装置

愛別終末処理場の消毒装置は、固形塩素充填式の簡便な構造であるため応急処置が可能であるので事後保全設備に分類する。

【公営住宅】

(計画修繕の実施方針)

計画修繕は、経年劣化により老朽化した設備等を現状回復する工事を対象とし、従前の仕様等に比べて耐久性等の向上が図られる工事内容は個別改善事業（長寿命化型）により対応。計画修繕は修繕周期表を参考に実施。

(改善事業の実施方針)

改善事業は、事業手法選定結果に基づき、住棟の整備水準や劣化などの状況を適切に把握し、整備水準目標に沿って順次改善を実施。個別改善（長寿命化型）では、耐久性の向上や躯体への影響の低減、修繕周期の延長、維持管理の容易性向上の観点から、屋根・外壁・木部塗装等の仕様を一定の水準まで向上させ耐久性を向上させるなどの予防保全的な改善を行う。個別改善（福祉対応型）では、誰もが安全・安心に暮らせる居住環境の形成の観点から、浴室・便所・洗面所・玄関等の手すり設置や住戸内外の段差解消などの改善を行う。

(建替事業の実施方針)

活用手法の判定結果から、将来必要管理戸数、団地単位での効率的ストック活用、地域単位での効率的ストック活用、財政状況等を勘案して建替団地を設定。誰もが安心して入居できる居住環境を実現するため、「環境重視型社会における公営住宅整備の手引き」（平成 27 年 3 月）に準拠し、併せて、「北海道ユニバーサルデザイン整備指針」（平成 21 年 3 月）に準拠するユニバーサルデザイン対応の住戸とする。

【火葬場】

築 40 年近く経過しており老朽化も進んでいることから令和 5 年度(2023 年度)更新（建替え）予定。近隣自治体との広域連携の可能性についても検討を進め、令和 3 年度（2021 年度）中に方向性を決定。

6. 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て支援

わが国では、出生数の減少と出生率の低下に伴い、少子化が急速に進んでおり、国をあげての抜本的な対策が求められている。

本町においても、全国的傾向と同様に子どもの数が年々減少しており、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、過疎化や核家族化等により、地域における子どもの養育機能が低下しつつあり、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりが課題となっている。

本町ではこれまで、平成 26 年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援センター事業や保育サービスの充実、子育て家庭への経済的支援の推進、母子保健事業や児童虐待の防止に向けた取組の推進など、各種の子育て支援施策を推進してきた。

しかし、現代の親世代は、兄弟姉妹の数も少なく、自分の子どもが生まれることで初めて小さい子どもの世話をする経験する人が多く、子育てに対してとまどいや不安を感じることも多い状況にあり、こうした親が孤立感を持つことのないよう支援していく必要がある。

また、ひとり親家庭について、その多くが社会的・経済的に不安定な状態に置かれている現状があり、今後も各種相談・指導などの支援の充実に努め、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育つよう、子どもと子育て家族を応援することが重要である。

このような中、本町では令和元年度に、これまでの取組と課題を踏まえ、第 2 期子ども・子育て支援事業計画を策定したことから、計画に基づき、妊娠期から子育て期まで、母子保健・児童福祉・子育て支援拠点・教育の場が連携し、子どもの成長段階に合わせた切れ目のない細やかな支援を行い、若い世代が子育てに夢と希望を持ち、安心して子どもを生み、健やかに育てていくことができる環境づくりをさらに進めていく必要がある。

② 高齢者支援

全国的に少子高齢化や核家族化が進み、高齢者のみの世帯や独居高齢世帯が増えているほか、高齢者が高齢者を介護する老老介護の増加など、高齢者を取り巻く環境は年々厳しさを増している。

特に本町では、国や北海道の水準を上回る勢いで高齢化が進み、令和2年1月1日現在の高齢化率は46.4%に達し、今後の介護・福祉サービス事業のあり方が大きく問われている。

本町ではこれまで、地域包括支援センターなどを中心に、介護保険事業の適正運営をはじめ、保健事業や介護予防・日常生活支援総合事業、認知症対策の実施など、町民ニーズに即した高齢者支援施策を推進してきた。

また、老人クラブ等の活動支援や地域敬老会への助成金交付などにより、高齢者の地域社会への参加を促進するとともに、地域の高齢者や町民が気軽に集まり交流する場「地域サロン」の開催により、高齢者の自立支援を推進してきた。

しかし、今後、本町の高齢化はさらに進んでいくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれるとともに、社会参加や生きがいづくりに関するニーズ増大も予想され、高齢者施策の充実は今後も引き続き町全体の大きな課題である。

このため、これまで行ってきた各種施策・事業を点検して新たな高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた各種の高齢者支援施策を計画的に推進し、すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりを進めていく必要がある。

③ 障がい者支援

近年、障がい者の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者支援のニーズは多様化する傾向にある。

令和2年度末現在、本町の身体障害者手帳所持者は194人、療育手帳所持者は48人、精神障害者保健福祉手帳所持者は15人となっており、65歳以上が占める割合も高いことから、各種高齢者支援施策との連携強化がますます求められている。

本町ではこれまで、第2次障がい者基本計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、障がい福祉サービスの提供や社会参加の促進に向けた取組をはじめ、障がい者の自立支援を基本とした各種施策を推進してきた。

今後とも、障がいの種別にかかわらず、障がいのある人も地域で安心して暮らしていけるよう、また、子どもの健やかな成長を支えるため、総合的・専門的な相談窓口と、その支援を総合的に行うための機関として4町で共同設置した上川中部基幹相談支援センター「きたよん」を拠点に、地域の状況に合わせながら、必要な支援につなげていく必要がある。

また、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」を活用し、必要な事項の協議を継続していく必要がある。

さらに、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現に向け、障がいや障がい者に関する町民の正しい理解を促していくことも重要である。

④ 地域福祉の向上及び増進

近年、少子高齢化や核家族化の急速な進行、個人の価値観の多様化などにより、家族や地域の支え合う機能の低下や社会的な「つながり」の希薄化が進んでおり、地域社会は大きく変化している。

このような中、公的サービスだけでは対応できない生活課題や、公的な福祉サービスによる対応が不十分であることから生じる問題など、多様な福祉課題がみられるようになってきた。

これからの地域福祉の役割は、地域における新たな支え合い（共助）を確立し、多様な福祉課題に対応していくことであり、公的な取組だけではなく、住民や住民団体をはじめ、多くの主体が自主的に参画する地域福祉の仕組みをつくり上げ、「地域共生社会」の実現を目指していくことが必要である。

本町では、社会福祉協議会が、町から受託した各種福祉・介護サービスを提供しているほか、民生委員・児童委員をはじめ社会福祉団体等が地域に密着した様々な活動を展開している。

しかしながら、今後、少子高齢化や核家族化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれる。

このため、本町の地域福祉を総合的・計画的に推進するための地域福祉計画を策定するとともに、これに基づき、より多くの福祉関係者の自主的な福祉活動の活発化を促し、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

① 子育て支援

- 結婚～妊娠～出産～子育てまでの切れ目のない支援の充実を図る。
- 親と子どもの健康の確保や仕事と家庭の両立支援、要保護児童への対応の充実を図る。

② 高齢者支援

- 高齢者支援のための推進体制の充実を図る。
高齢者生活福祉センター、特別養護老人ホームの大規模改修
- 高齢者の生活支援や生きがい施策の推進を図る。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進を図り、介護保険サービスの充実や認知症対策の推進を図る。
- 高齢者にやさしいまちづくりの推進を図る。

③ 障がい者支援

- 障がい者支援のための推進体制の充実を図る。
- 広報・啓発活動等の推進を図る。
- 障がい福祉サービスの充実や障がい者にやさしい環境整備の推進、障がい者の就労の促進を図る。

④ 地域福祉の向上及び増進

- 地域福祉を推進する多様な担い手の育成や推進体制の充実を図る。
- 支え合い助け合う地域づくりの推進を図る。
- 福祉サービスを利用しやすい環境づくりの推進を図る。

(3) 計画

事業計画表（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6.子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	(3)高齢者福祉施設 <u>高齢者生活福祉センター</u>	高齢者生活福祉センター大規模改修事業	町	
	<u>老人ホーム</u>	特別養護老人ホーム施設大規模改修事業	町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 <u>児童福祉</u>	乳幼児等医療給付事業 0～18歳の保険診療の対象となる医療費の自己負担分を助成し、乳幼児と小・中、高学生の健康と福祉の増進を図る。	町	
	<u>高齢者・障害者福祉</u>	食の自立支援事業（一般） 配食サービスを提供することにより、高齢者の欠食を防止し、身体の栄養バランスを維持しながら、可能な限り自立した在宅生活を支援する。	町	
		軽度生活援助事業 高齢者の居宅を訪問して、軽易な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続を支援するとともに、要介護状態への進行予防を図る。	町	
	重度心身障害者医療費助成事業 重度心身障がい者に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図る。	町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	外国人介護福祉人材育成支援事業 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生に対し、給付型の奨学金制度を設け、受入を希望する町内サービス事業所へ人材提供することで、優秀な介護福祉人材の確保を図る。	町	
		高齢者等交通費助成事業 高齢者及び障がい児者のハイヤー料金の一部等を助成し、社会参加の促進を図り福祉の増進に資する。	町	
		共生型交流実施事業 共生型交流館を活用して、高齢者、障がい児者、子どもと地域住民が交流し、相互理解を深め、障がい者等の自立した生活の支援を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設の整備・更新・維持を適切に行う。

【高齢者生活福祉センター】

高齢者生活福祉センターについては、一部、雨漏りの発生等により施設の老朽化が進んでいることから令和4年度（2022年度）大規模改修予定。

7. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は、国民健康保険愛別町立診療所が1箇所、歯科医院が1箇所ある。診療所は、旭川市の医療圏内に位置しており、第1次保健医療圏の機関としての役割を認識し、第2次保健医療圏の機関との連携を密にしながら、町民が安心して医療が受けられるよう努めている。

救急医療については、大雪消防組合愛別消防署の救急隊により、救急指定病院と連携をとり、救急患者を搬送する円滑な体制の確保が図られている。

高齢化が進み、医療ニーズがますます高度化・多様化する中、旭川市を含む上川中部医療圏の医療機関との連携を強化するとともに、町立診療所の施設・設備の整備充実、医師・看護師の確保等を進め、地域医療体制の充実に努める必要がある。

(2) その対策

- 地域医療体制の充実を図る。

(3) 計画

事業計画表（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7.医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 <u>その他</u>	健康診査・がん検診等実施事業 健康診査や受診者への保健・栄養指導、各種がん検診等の実施により、町民の健康増進に寄与する。	町	
		予防接種実施事業 疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施し、公衆衛生の向上及び増進を図る。	町	
		地域医療確保連携事業 地域医療確保連携機関の旭川ペインクリニック病院への電子カルテ導入経費を負担することで、町立診療所との連携強化を推進し、地域医療の万全な体制の確保を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- 該当なし

8. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育

幼児期は、豊かな情操と集団生活などの基本を身につける重要な時期であり、集団との関わりの中で、幼児期にふさわしい様々な体験を通して幼児一人ひとりの望ましい発達を促していくことが大切である。

今日、家庭環境や社会環境の変化は、幼児を取り巻く環境にも影響を及ぼし、子どもの減少による集団遊びの場や機会の不足、同年代の子どもとのふれあいの減少による人間関係の希薄化などがみられることから、集団生活を通じて幼児一人ひとりの発達に応じ、主体的な活動としての遊びを通して総合的な指導を行い、「生きる力」の基礎を育成することが求められている。

こうした状況の中で、幼児教育を推進していくためには、本町の幼児教育施設である幼児センターにおいて家庭や地域社会と連携を図り、自然体験、社会体験の機会を充実し、さらに小学校への円滑な移行・接続を図るため、小学校との連携をより深めていく必要がある。

② 学校教育

技術革新やグローバル化の進展、少子高齢化や核家族化の進行など、児童・生徒や保護者を取り巻く環境は急速に変化しており、これらに対応した学校教育環境の整備が求められている。

現在、本町には幼稚園・小学校・中学校がそれぞれ1箇所ずつある。

本町ではこれまで、学校施設の計画的整備や社会変化に対応した教育内容の充実を積極的に進めてきており、また、近年では、平成30年度にコミュニティ・スクールを導入し、地域が学校運営に参画することで、子どもたちの幅広い学びを保障し、地域とともにある学校づくりを進めている。

しかし、学校施設の老朽化や児童・生徒数の減少等に伴い、今後の学校施設のあり方を検討していくことが必要となっているほか、教育内容についても、社会環境が大きく変化する中で、国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ、他と協働して課題解決を行うことができる子どもたちを育成していくことが求められている。

このため、小中一貫校等を視野に入れながら、学校施設の整備充実を進めていくとともに、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」の育成に向けた教育内容の一層の充実、そのための教職員の指導力の向上、コミュニティ・スクールの充実など、新しい時代を切り拓く人材の育成に向けた総合的な取組を進めていく必要がある。

③ 社会教育

少子高齢化や核家族化の進行、情報化の進展をはじめとする社会環境の急速な変化に伴い、地域の教育力の低下や家庭・生活環境の変化など、地域社会の状況や教育を取り巻く環境が大きく変化している。

このような中、学校教育においても、こうした変化に対応できるよう「社会に開かれた教育課程」が進められているが、学校・家庭・地域の連携の強化や、体験活動等とおして地域社会とふれあうことで、社会への関心・参画を促進し、「生きる力」を育む社会教育の重要性は一層高まっている。

本町では、地域の教育資源を生かした体験活動など、幼児から高齢者までの幅広い層を対象とした学習機会の提供を行っている。

今後とも、ライフステージに応じた学習機会の提供と拡充を行うとともに、豊かな知識と経験の成果を地域社会の中で生かすことのできるシステムづくりや異世代間の交流の場の拡充を図り、町民の社会参加をさらに進めていく必要がある。

また、社会教育施設の拠点であり、本町の公民館としての機能や災害時の避難所としての機能を有している総合センターについては、老朽化が著しいことから、計画的な施設改修を行う必要がある。

④ スポーツ

近年、社会環境の急速な変化の中で、ストレスの増加や運動不足といった傾向がみられている。また、本格的な高齢社会を迎え、介護予防や健康づくりが重要視されるようになった。これに伴い、スポーツへの関心が高まっており、心身ともに健康で充実した生活を送るためにも、誰もが、いつでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現することが求められている。

本町では、スポーツ協会加盟団体をはじめ、多くの町民がスポーツ活動を行っている。

しかし、町内で体験できるスポーツの種類が限られ、スポーツに親しめる環境が十分とはいえない状況にある。

このため、全町的なスポーツイベントの開催をはじめ、関係機関と連携した各種教室の開催、スポーツ協会と連携したスポーツ団体の育成や各種大会の開催等を図る必要がある。

また、多様化する生涯スポーツのニーズに対応するため、スポーツ施設の充実が求められており、生涯スポーツを促進するためには、活動の基盤となる施設環境の整備が不可欠である。

しかし、施設によっては老朽化が進んでいるため、大規模改修や利用者が少ない施設等の統廃合、近隣自治体との広域利用など、人口規模に応じたスポーツ施設のあり方を調査検証し、町民が安全で快適にスポーツを楽しむことができるよう総合的に判断していく必要がある。

(2) その対策

① 幼児教育

- 幼児期に育つことが期待される、「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度などを身につけるため、教育内容や保育形態について実践的な研究を進めるとともに、豊かな生活体験を積極的に取り入れた保育実践を推進し、心豊かにたくましく生きる子どもの育成に努める。
- 教育と保育の機会均等を図り、幼稚園と保育所の両機能を生かしつつ、幼児センターにおける一体的な幼児教育や多様な保育体制を講じ、地域幼児の教育・福祉施設として充実に努める。

② 学校教育

- 学校施設のあり方の検討と整備の促進を図る。
- 「生きる力」を育む教育内容の充実と教職員の指導力の向上促進を図る。
- いじめ、不登校等への対応と地域とともにある学校づくりの促進を図る。
- 学校給食の実施に向けた調査を進める。
- 高等養護学校への支援の充実を図る。
- 通学困難地域の児童・生徒への支援の充実を図る。

③ 社会教育

- 生涯の各期における学習活動の促進を図る。
- 社会教育推進のための基盤整備の促進を図る。
- 地域の教育力の向上を図るとともに、家庭教育への支援の充実を図る。
- 総合センターの計画的な施設改修を行い、社会教育施設の拠点機能や公民館、避難所の機能回復を図る。

総合センターの大規模改修

④ スポーツ

- スポーツ活動の機会の提供と参加の促進を図る。
- 安全で快適に使用できるスポーツ施設の提供を行う。

(3) 計画

事業計画表（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8.教育の振興	(3)集会施設・体育施設等 <u>集会施設</u>	総合センター大規模改修事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 <u>その他</u>	学童保育事業 保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後児童健全育成事業を実施し、児童の健全育成を図る。	町	
		高等養護学校教育振興事業 高等養護学校の学校運営や学習活動等への支援を行い、高等養護学校の教育活動等の充実を図る。	町	
		児童生徒入学通学応援事業 中学生及び高校生に対し、制服購入費や通学交通費の一部を助成し、子育て環境の充実に資する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設の整備・更新・維持を適切に行う。

【総合センター】

複合的な機能を併せ持つ町の重要な施設であることから現状維持。一部、雨漏り等により施設の老朽化が進んでいるため令和7年度（2025年度）に大規模改修予定。

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子高齢化や人口減少の進行、価値観の多様化等に伴い、全国的に地域における人と人とのつながりの希薄化やコミュニティの弱体化が懸念されている。

本町では、13の公区と、その下に47の行政区があり、これらの自治組織を単位として様々なコミュニティ活動が行われている。

しかし、本町においても、過疎化や人材不足などからコミュニティが弱体化してきている状況にあり、コミュニティ活動の重要性を町全体として改めて認識する必要がある。

コミュニティ活動は、共助の視点からも、まちづくりを進めていく上で非常に重要かつ基本的な活動となるため、将来にわたって持続できる活動となるよう、行政としてもしっかりと支えていくことが必要である。

また、高齢化が著しい地域においては、地域の現状・課題の把握や課題解決につなげていく人材の配置・育成を行っていく必要がある。

さらに、本町では、職員の地域担当制を実施しており、公区単位を基本に職員を「地域のことを学び隊」として配置し、地域行事等への参加を行っているが、形骸化する傾向もみられることから、その体制の強化が求められている。

(2) その対策

- 自発的・主体的なコミュニティ活動の支援を図る。
- 集落支援員制度の有効活用を図る。
- 職員の地域担当制の充実を図る。

(3) 計画

事業計画表（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9.集落の整備	(2)過疎地域持続的発 展特別事業 <u>集落整備</u>	集落支援員活用事業 集落支援員を活用し、集落 の生活機能の維持、地域活動 の活性化等を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- 該当なし

10. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化芸術は、潤いのある心豊かな生活や地域の活性化、青少年の豊かな創造性の情操を育む上で重要な役割を果たしている。

本町では、文化連盟加盟団体をはじめとする文化団体や個人が自主的に活動を行っている。

町民が活発に文化芸術活動を行うためには、優れた文化芸術にふれる機会や環境を一層整える必要がある。また、文化芸術活動への支援を充実させ、活動の成果を発表する場を設けるとともに、豊かで活気ある地域づくりへとつなげていく必要がある。

文化財については、長い間受け継がれてきた重要なものであり、歴史や文化を正しく理解するためにも欠かせないもので、住民共通の財産でもある文化財を次の世代へと継承していくためには、地域の歴史や文化を象徴する文化財への関心を高め、保存・活用につなげていくことが求められている。

本町では、町指定無形文化財の岐阜獅子神楽があり、その保存会が精力的に保存・伝承活動を行っており、また、文化財に関する学習を行うサークルが町民の手によって運営され活動している。

しかし、文化財や郷土資料の収蔵体制の充実は長年の課題となっているほか、過疎化や少子高齢化など時代変化が進む中で、無形文化財の次世代への伝承活動にも不安を残しているのが現状である。

このような状況を踏まえ、今後は、文化財の価値や魅力を確実に守り伝える機会の提供や情報発信を行い、それらの担い手となる人材を発掘・育成するとともに、子どもたちへの伝承活動や保存・保護活動への支援に努める必要がある。

(2) その対策

- 文化芸術にふれる機会の提供と発表の場の充実を図る。
- 文化財の伝承・保護活動への支援の充実を図る。

(3) 計画

事業計画表（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10.地域文化の振 興等	(2)過疎地域持続的発 展特別事業 <u>地域文化振興</u>	無形文化財保存事業 無形文化財（岐阜獅子神楽） の保存活動への支援や郷土芸 能伝承館の適切な管理を行い 地域文化の振興を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- 該当なし

11. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町におけるエネルギー施策のこれまでの取組としては、平成 18 年度にバイオマスガス化コージェネレーションシステムの検討を行うための「きのこ生産施設のバイオマスエネルギー等利用調査」の実施、平成 19 年度には稲わらやきのこ廃菌床などのバイオマスエネルギーの活用を図るための「愛別町地域新エネルギービジョン」の策定、平成 23 年度には協和温泉へのバイオマスボイラー導入事業である「一村一炭素おとし事業」の実施、平成 24 年度には木質バイオマス資源のエネルギー化(熱エネルギー)について事業化の検討を行うための「緑の分権改革調査(条件不利地域課題解決モデル実証調査)」の実施など、再生可能エネルギーの地域資源の有効活用について検討を行ってきた。

しかしながら、設備投資の問題や町内事業者を通じた燃料供給の問題、直接燃焼可能な燃料としての活用の問題など、様々な課題があることから、協和温泉へのバイオマスボイラー導入事業以外については事業化に至っていない状況である。

このような中、国際的な動きとして「パリ協定」の採択や、国内の動きとして「地球温暖化対策計画」が策定され、本町においても平成 30 年度に温室効果ガス総排出量の大幅な削減を目標とした「愛別町地球温暖化対策実行計画」を策定したことから、計画に基づき、各種の取組を確実に実行していく必要がある。

その中で、再生可能エネルギーの利用の推進として、太陽光等の自然エネルギーの活用をあげていることから、これまで取り組んでいた民間住宅における太陽光発電施設整備に対する支援を継続するとともに、公共施設等の改修・整備にあたり、再生可能エネルギーを最大限に活用していくことが重要である。

(2) その対策

- 太陽光を中心とした再生可能エネルギー活用への各種支援制度の充実を図る。
- 公共施設等の改修・整備時における再生可能エネルギー活用の促進を図る。

(3) 計画

事業計画表（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11.再生可能エネルギーの利用の促進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 <u>再生可能エネルギー利用</u>	民間住宅助成事業 民間住宅の太陽光発電システム導入に対する支援を行い、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- 該当なし

12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

愛別町といえば「きのこの里」というほどに、きのこの産地としてのイメージが北海道では定着している。

このような現状を踏まえ、本町はえのき・舞茸・なめこなど、豊富な種類のきのこを生産している優位性を最大限に生かし、健康・低カロリー食品であるきのこを一層 PR していく必要がある。

「きのこの里あいべつ」の情報発信を強化するため、実行委員会を組織し、多数の町民の協力により、「あいべつきのこの里フェスティバル」を毎年開催し、全道にきのこの里としての PR を行なっているが、少子高齢化の影響によるイベント協力員の確保が今後の課題となってくる。

町内最大の産業イベントを積極的に活用し、町の PR を行うことにより、産業振興の一助になるとともに、地域活性化や関係人口の創出、定住・移住の促進など様々な分野において、過疎地域の持続的発展につながることから、継続的な支援を行っていく必要がある。

(2) その対策

- 町内最大の産業イベントである「きのこの里フェスティバル」への支援の充実を図る。

(3) 計画

事業計画表

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12.その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項		きのこの里フェスティバル支援 事業 町内有志で組織する実行委 員会が開催する町内最大の産 業イベントに対して助成を行 うことで、「きのこ」を通じた まちづくりにより町全体の活 性化を図る。	町	生産者・農 協・地域住 民等が一体 となり町内 最大の産業 イベントを 開催するこ とにより、 将来にわた る町全体の 活性化や町 内外きのこ の消費拡大、及び「きの このまち」のブラ ンド化を促 進する。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- 該当なし

第4部 資料編（過疎地域持続的発展特別事業一覧）

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

（1）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

事業名 (施設名)	分野	事業内容	事業 主体	備考
(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業	移住・定住	定住・移住促進空き家 改修支援事業	町	定住・移住対策に有効な事業 であり、人口の維持が図られ る。
		地域おこし協力隊活 用事業	町	協力隊の活用により、任期終 了後も地域に定着すること で、継続した地域活性化が図 られる。
	地域間交流	少年愛のまち交流事 業	町	域間交流を契機に、小・中学 生が地域社会に関心を持つこ とで、その後の自主的な社会 参画の促進が図られる。

（2）産業の振興

事業名 (施設名)	分野	事業内容	事業 主体	備考
(10) 過疎地 域持続的 発展特別事業	第1次産業	生産基盤整備事業	町	農業生産性の向上により、継 続した農産物の安定生産や農 業競争力の強化が図られる。
		良質米生産対策事業	町	減農薬による環境保全型農業 の推進により、地域の自然環 境の保全及び消費者ニーズに 対応した良質米の持続的生産 に資する。
		スマート農業推進事 業	町	農業における ICT の推進に より、人口減少に対応した持 続可能な農業の維持を図る。
		中山間地域等直接支 払交付金事業	町	中山間地域における農業生産 活動を維持することで、耕作 放棄を防止し、農山村環境の 維持・発展に資する。

事業名 (施設名)	分野	事業内容	事業 主体	備考
	商工業・6次産業化	多面的機能支払交付金事業	町	農山村の多面的機能を支える活動を支援することで、将来にわたる豊かな農山村環境の保全に資する。
		豊かな森づくり推進事業	町	人工造林事業の拡大により、伐採跡地や未立木地を減らし、森林の循環利用を促進する。
		地域経済活性化事業	町	町内消費の喚起により、地域経済の活性化が図られ、持続可能な商工業の振興に資する。
		商店街活性化支援事業	町	衛生設備を中心とした施設改修等への支援を行うことにより、集客力の向上につながり、持続可能な商工業の振興に資する。
		中小企業融資利子補助事業	町	持続的な事業運営を支援し、中小企業の育成振興並びに経営の合理化を促進することで、もって将来にわたる地域経済の振興に資する。

(3) 地域における情報化

事業名 (施設名)	分野	事業内容	事業 主体	備考
(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業	情報化	情報通信施設管理事業	町	地域の情報化（情報の受発信の充実）により、産業・生活環境・防災等各分野における住民福祉の向上を促進する。

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保

事業名 (施設名)	分野	事業内容	事業主体	備考
(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業	公共交通	町営デマンドバス運 行事業	町	交通空白地帯へデマンドバス を運行させることにより、地 域住民の交通手段を確保し、 過疎地域の活性化を促進す る。
	交通施設維持	道路維持補修事業	町	路盤・道路排水の整備により、 将来にわたるを適切な道路管 理を促進する。
	その他	道路除排雪事業	町	除排雪作業及び除雪車両の整 備により、冬期における交通 を確保し、豪雪地帯集落の維 持・活性化を図る。

(5) 生活環境の整備

事業名 (施設名)	分野	事業内容	事業主体	備考
(7) 過疎地域 持続的発展 特別事業	生活	ごみ収集事業	町	廃棄物の適切な収集及び分別 の周知等により、一般廃棄物 の排出抑制、減量化及び資源 化が図られ、持続的で快適な 生活環境の整備に寄与する。
	防災・防犯	防災備蓄品・備品整備 事業	町	災害の発生を想定し、防災用 備蓄品・備品を整備すること で、将来にわたる防災体制の 強化を図る。

(6) 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

事業名 (施設名)	分野	事業内容	事業 主体	備考
(8)過疎地域 持続的発展 特別事業	児童福祉	乳幼児等医療給付事業	町	18歳までの保険医療費無償化により、乳幼児等の健康・福祉の増進及び子育て環境の充実を図る。
	高齢者・障害者福祉	食の自立支援事業 (一般)	町	高齢者の欠食を防止し、栄養バランスの維持を支援することで、将来的な要介護状態への進行を予防し、高齢者の健康・福祉の向上を図る。
		軽度生活援助事業	町	高齢者の可能な限り自立した在宅生活を支援することで、将来的な要介護状態への進行を予防し、高齢者の健康・福祉の向上を図る。
		重度心身障害者医療費助成事業	町	重度心身障がい者への医療費助成により、保健の向上・障害福祉の増進及び将来にわたる健やかで安心した生活を確保する。
		外国人介護福祉人材育成支援事業	町	外国人留学生の介護福祉士資格の取得を支援することで、町内サービス事業所の優秀な介護福祉人材の確保を進め、もって介護福祉の持続・発展を図る。
		高齢者等交通費助成事業	町	交通費助成により、高齢者及び障がい児者の社会参加を促し、もって地域福祉の増進を図る。
	その他	共生型交流実施事業	町	共生型交流を推進し、高齢者、障がい児者、子どもと地域住民が相互理解を深めることで、将来にわたる地域福祉の向上を図る。

(7) 医療の確保

事業名 (施設名)	分野	事業内容	事業 主体	備考
(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業	その他	健康診査・がん検診等 実施事業	町	健康診査や受診者への保健・ 栄養指導、各種がん検診等の 実施により、将来的な医療費 の増大を抑制し、町民の健康 増進に寄与する。
		予防接種実施事業	町	予防接種を実施し、疾病の発 生及びまん延を予防し、公衆 衛生の向上及び増進を図る。
		地域医療確保連携事 業	町	電子カルテの導入により、患 者の病状の急変等に迅速かつ 適切な対応が可能となり、将 来にわたる地域医療確保連携 が図られる。

(8) 教育の振興

事業名 (施設名)	分野	事業内容	事業 主体	備考
(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業	その他	学童保育事業	町	放課後において保護者等の保 護監視指導が受けられない児 童に対し、学童保育所を開設 し、放課後児童の健全育成及 び子育て環境の充実を図る。
		高等養護学校教育振 興事業	町	高等養護学校の学校運営や学 習活動等への支援を行い、地 域における福祉の向上及び高 等養護教育の発展を図る。
		児童生徒入学通学応 援事業	町	制服購入費・通学交通費の助 成により、保護者の経済的負 担を軽減し、もって子育て環 境の充実及び副次的に地域公 共交通の利用促進に資する。

(9) 集落の整備

事業名 (施設名)	分野	事業内容	事業 主体	備考
(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業	集落整備	集落支援員活用事業	町	集落支援員の活用により、集落の生活機能の維持及び地域活動を通じた集落の活性化・持続的発展を図る。

(10) 地域文化の振興等

事業名 (施設名)	分野	事業内容	事業 主体	備考
(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業	地域文化振興	無形文化財保存事業	町	無形文化財保存活動の支援を行い、保存会等の自主的な活動を助長し、無形文化財の保存及び地域文化の発展・振興を図る。

(11) 再生可能エネルギーの利用の促進

事業名 (施設名)	分野	事業内容	事業 主体	備考
(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業	再生可能エネルギー利用	民間住宅助成事業	町	太陽光発電システム導入に対する支援を行うことにより、再生可能エネルギーの活用促進が図られ、持続可能なまちづくりに資する。

(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

事業名 (施設名)	分野	事業内容	事業 主体	備考
		きのこの里フェスティバル支援事業	町	生産者・農協・地域住民等が一体となり町内最大の産業イベントを開催することにより、将来にわたる町全体の活性化や町内外きのこの消費拡大、及び「きのこのまち」のブランド化を促進する。